

# 第73回

## 滋賀県国土利用計画審議会

### 議 事 録

平成31年（2019年）2月5日（火）

午後2時～4時

滋賀県大津合同庁舎7階 7-A 会議室

## 第73回滋賀県国土利用計画審議会議事録

### 1 日 時

平成31年（2019年）2月5日（火）午後2時～4時

### 2 場 所

滋賀県大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎7階7-A会議室

### 3 出席委員（五十音順、敬称略）

浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	自然
上田 和子	J Aしが女性協議会 会長	農業
岡井 有佳	立命館大学理工学部 教授	都市問題
北村 邦彦	公募委員	公募委員
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授	林業
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
田中 勝	不動産鑑定士	土地問題
辻田 素子	龍谷大学経済学部 教授	経済
西田 秀治	滋賀県町村会（竜王町）	地方行政
野村 昌弘	滋賀県市長会（栗東市長）	地方行政
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
深川 良一	立命館大学理工学部 教授	防災
堀江 啓子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	商工業

### 4 会議次第

#### (1) 開 会

挨拶（土井県民活動生活課課長）

#### (2) 議 題

滋賀県土地利用基本計画の変更について

#### (3) 報 告

- ・林地開発許可等の状況について
- ・滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について

#### (4) 閉 会

## 1 開会

挨拶（土井県民活動生活課課長）

## 2 議題

滋賀県土地利用基本計画の変更について

### ○清水会長

滋賀県土地利用基本計画の変更について、1月31日付けで滋賀県知事からこの審議会に諮問されている。これについて事務局から説明願いたい。

（資料1-1～1-2により事務局説明）

### ○清水会長

ただいま事務局から説明のあった3件の変更について、御意見、あるいは御質問があればお願いしたい。

### ○花房委員

資料1-2の「変更を必要とする理由」の〈土地利用の基本方向等〉に「滋賀県国土利用計画では、農山村集落周辺の森林について、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ適正な利用を図るとされており」ということが3件とも書いてあるが、「県民的要請」というものがどんなものかよく分からない。実際に要請があったのか、それともなかったのか、あればどんな要請なのかを教えていただきたい。

### ○事務局

「県民的要請」とは、事業者の要請はもちろんであるが、いろいろな利害関係者や地域の住民の方の要請のことであり、この部分については、その方々から実際に要請があったということではなく、そういう地元への配慮が個別の許認可等の段階でされて調整が図られているという趣旨であるので、誰が賛成していたかという意味合いではない。

ここの書き振りは、許認可の段階でそれぞれ地元等への説明があつて、そういったことも判断した上で許認可がされていると、そのように理解願いたい。

### ○花房委員

地域の住民には説明が行われて、こうなっているということか。

### ○事務局

事業者に対して地元からも意見が出されるので、説明がされている。

○西田委員

3件の諮問案件について、過去に開発許可を出して、その工事が完了したこの段階で諮問を受ける趣旨は、本審議会では、この許可の可否を審議するのではなく、適正な手続を経て許可され、森林を縮小することにつき、それが妥当か否かということをお聴きしているということか。

そもそも、その開発が適正であったかどうか、そういうことを議論しているわけではないということでしょうか。

要は、結果として許可され、工事も終わった故に、そこで今の森林の面積を縮小することが妥当かどうかだけの諮問という理解でよいのか。

○事務局

そのとおりである。

○西田委員

分かった。

○清水会長

毎回、この審議会の位置付けがそういう意味で議論になるのだが、国土利用計画があって、その下に土地利用基本計画があって、基本計画はどちらかということと文章で決められていて、それと並列して地図情報がある。

この基本計画が上位にあって、そこで認めて、その下の個別規制法に下りていくのが本来なのだと思う。ただ、国土利用計画法が年代的に後にできてしまっているのだから、なかなか今までやってきた行政のやり方を変えるのが難しいという説明を受けたこともある。

それで、先ほどの事務局の説明で10年前や2年前の審議会で報告済みという話があったが、基本計画としては、その場所を変更する、土地利用を変更するという事は、一応、この審議会で許可を出している。今回は、具体的に変わったので地図を変更させてもらえないかという議題だと理解しているが、それでよろしいか。

○事務局

おっしゃるとおりである。

○清水会長

私も平成20年と言われると、この審議会に出ていないし、その時にどういう議論があったかは分からないが、議事録を見れば明確にはなると思うが、この審議会で許可を出しているというのが、まず出発点としてある。

○事務局

正確に申し上げますと、その時点では報告案件ということで、報告しているので、許可をいただいているわけではない。かつて報告は済んでいるということである。

○清水会長

報告か議事かという議論を始めると、またややこしくなってくるが、一応、報告されて審議会はそこで終わったという状況である。

○小杉委員

今の話と関係するが、私は、森林審議会で林地開発許可の案件を扱っている。森林審議会は、開発行為が適正かどうか、幾つかの指標に従って判断するのだが、県として土地利用をどのようにするか、どのようにすべきなのかということは森林審議会の範疇ではないので、適正に開発されていることが担保されていれば、全て許可しないといけないということになっている。

しかし、例えば、最近は太陽光発電施設建設のための林地開発許可案件がよく問題に上がっており、滋賀県としてどのようにしていくのか、太陽光をこういう場所では推奨するとか、こういう場所ではしないと、どれぐらいの量にするとかいうものは、やはりこの国土利用計画審議会で議論すべきことだと思うが、今は体制がそうになっていない。結局、林地開発の許可は森林審議会が出すのだが、その報告が年に一度こちらに上がってきて、報告で了承されてという形で、国土をどのようにしていくべきなのかということを審議する場所がないという現状だと思う。

今のシステムだと、それはどうしようもないのだが、何かしら工夫をして、県としてどのような国土利用にしていくべきかという方針を持つべきで、そういうものによって、一つずつの案件に対して審議できるような場所というのが、林発許可とは別にあるべきなのではないかと思うのだが、制度上難しいということはある。

ただ、例えば、今報告で1年分上がってくると思うが、もう少し早く、同時進行ぐらいで良し悪しというか、大きな問題があるものについては、こちらでも審議できるような形を取れるといいと常々思うのだがどうか。難しいとは思いますが。

○事務局

この次に、報告事項で林地開発許可の状況ということで、平成30年中に許可されたものについて報告することになっているが、なかなか難しい問題である。

事業者が個別法で許可を申請される案件には、私どもが所管している要綱で届出を受ける案件もあるので、その段階で審議会に諮ることも不可能ではないが、私どもで把握する段階ではまだ事業計画が確定していない場合が多く、いろいろな観点から考えて、どこま

で諮ることができるか、すぐにこの場で結論は出せない。

また、森林については工事が終わってからこの審議会に諮るが、森林法以外の、他の個別規制法令の案件については、許可の手続きとほぼ並行して審議会に諮られるということで、森林と他の案件では違いがあるものの、今、言われたことは、前回、田中委員から、そもそも県が事業の計画を把握した段階でこの場で審議、議論できないのかという意見をいただいた話とも軌を一にする話だと思う。制度の壁もあるので、今すぐにこの場で、「できる」とはなかなか申し上げられない。これについては宿題という形で検討する時間をいただきたいと思うので、よろしくお願いします。

#### ○野村委員

今、各委員から上手に進めるように意見が出ているので、これをよい機会に、それぞれの部署と上手に連携して、その整理をしていただきたい。そうしなければ、いくら議論しても「前の時にもう決まったものだ」と言われたら、それで終わってしまう。

やはり、国土利用を的確にしていくというのは、農地を守るのなら守るのだけれども、開発しないといけないところはしないといけない。その部分の、制度上の必要な上限または下限をどう見つけるかということだと思うので、そこは、それこそ宿題として研究して、滋賀県としての方針は出していないといけない。

過疎化していくとか、人口が増え続けているとか、いろいろあるだろうが、そこは地域的な目的に沿って、滋賀県として適正に方向性を出し、それにはこういう形が最善だということ、しっかりと覚えてもらえばいいのではないかと思う。

#### ○清水会長

これまでの議論をまとめると、審議会の審議に諮るというシステム、あるいは、土地利用基本計画の変更が先か、個別法が先かの順番の問題と、もう一つ、具体的にソーラーパネルの話が出たが、滋賀県として土地利用の在り方について問われる事案が出たときに、どのような場でそういう大きな基本方針を考えたらいいのかという、二つの論点がある。

前者は、歴史的な制度や個別法など、既成のシステムがあるので、すっきりとしたルートが確立されているのが一番よいが、今言われたように、最終的にうまくいけばよいのではないかと思う。

後者は、滋賀県として土地利用に関する基本方針、基本計画を決めてあるのだが、影響が大きい個別案件が出たときに、土地利用を含めて滋賀県としてどうするのかを検討し、行政判断を行う場が必要ではないかという議論であり、この審議会としては、どちらかというと後者の方が重要だと思う。

このような話が出て、すぐに明日からということ難しいので、宿題で持ち帰って検討して、事務局としての案を出していただいて、時間をとってこの場でも議論してもいいと思うし、時間をかけて良い方向に向かうようにしていただくということでしょうか。

○岡井委員

太陽光パネルについては、滋賀県として、皆がどんどん造っていくことを奨励しているのか、それとも、何か一定のルールの下で推進していくのかということは、非常に大事だと思う。

兵庫県と和歌山県など、いくつかの自治体は、条例でそれなりのコントロールをされているはずなので、そういう方法もあるかと思う。森林の中で、ポコッとソーラーパネルが見えるというのは、景観という意味でも非常に問題があると思うし、加えて、10年後、20年後、使わなくなったときに、どのように処分するのかということも含めて考えておかないと、せっかくの滋賀県の美しい自然の中で、残されたソーラーパネルが見えてしまうという景観上の問題も含めて、少しご検討いただきたいという思いがある。

○清水会長

今、ソーラーパネルの話になっているが、環境アセスメント法、あるいは滋賀県の条例でソーラーパネルを設置するときに、どんな状況になっているかというのを少し説明いただけないか。

○事務局

環境アセスメントは、滋賀県の場合は、太陽光発電は20ha以上の案件について対象ということになっているが、森林については15ha以上でアセスメントが必要という仕組みになっている。

ただ、これまで太陽光発電所で環境アセスメントの案件となったものはない。風力発電所については、既に案件となったものがある。

なお、滋賀県では太陽光発電に係る規制条例は考えていないが、大津市においては、昨年4月から規制条例が施行されており、深川先生が委員長で検討されたと伺っている。兵庫県では許可制ではなく、届出制の条例を施行されていると聞いている。

○清水会長

今、名前が挙がったが、何か追加で発言をお願いしたい。

○深川委員

ソーラーパネルについては、大津市の方でどういう場合に認めるかということに関する議論が相当進み、ルールができ上がっているということである。

私は防災の専門ということでこの審議会のメンバーとして入っているわけだが、ソーラーパネルについては、最近は斜面に造られるケースも多くて、防災上、かなり大きな問題があると思っている。

なぜかと言うと、ソーラーパネルは裸地の上に設置しているが、ソーラーパネルは全部1枚の板みたいになっているわけではなくて、隙間がある。排水関係の配慮もあまりなされていないケースがあり、降った雨がどンドン斜面の上に垂れ流し状態になっていて、実際に斜面が崩壊するような事例も、全国的に見れば報告があるようである。

資料1-2の5頁の写真の場所は平地ではあるが、最近、降雨量が異常なほど多くなっているので、防災上の問題を含め、いろいろ考えなければいけないことがある。ソーラーパネルは非常に有意義なものではあるが、そのようなことを踏まえると、やはりこういう審議会等で若干の議論をしてもいいのではないかと思う。

それと関連して、事前報告済みということになっていると思うが、その際に、どの程度の議論がなされたのかは気になったので教えてほしい。

#### ○事務局

すべての審議会の議事録には目を通していないので、自身が出席した審議会について申し上げますと、審議案件ではなく報告案件であるという理由で深くは踏み込まずに議論が終わっている。既に林地開発許可が終わっているということもあるが、そこにパネルを設置することが適当かどうかという議論にまで進展したことは、少なくとも過去2年の間ではなかったと記憶している。

#### ○深川委員

報告案件というのはおそらくそういうものだろうと思うが、そうだとすると、やはり国土利用計画審議会で審議をしなければ、無秩序な設置が進んでしまうのではないかと危惧している。宿題ということであれば、この審議会を審議する場として位置付けてもらうのがよいのではないかと思う。

#### ○清水会長

今、ソーラーパネルの話になっているが、環境アセスメント制度があって、ソーラーパネルは最近出てきた話なので、なかなか制度が追いついていかないということがある。例えば、滋賀県では10ha以上がアセスメントの対象だとした場合、県境を越えて、滋賀県内で数ha、隣接する県で数haとすると、合わせて10ha以上でも環境アセスメントに引っ掛からない。そんなことを普通は考える。そういうことがどンドン起きてくると、おそらく虫食い状態になってきて、それはいいことなのか、悪いことなのか。

もっと遡ると、理想的には滋賀県はソーラーパネルについてどうするのかという議論がどこかでできないと、このままでは本当に葉っぱを食べる虫のように、穴がどンドン開いていくことになるので、どこかで議論する場が欲しいというのが、委員共通の意見だと思う。これも検討していただきたい。議論する場としては、この審議会が一番適切な場の一つだと思っている。よろしく願います。



○清水会長

3件の変更の案件について、他に質問、意見があればお願いしたい。他にないようなので、この3件の土地利用計画の変更について、承認いただいてもよろしいか。

○委員

異議なし。

○清水会長

ありがとうございます。

それでは、今、承認いただいたということを諮問に対する答申として知事に報告させていただきます。

### 3 報告

#### (1) 林地開発許可等の事例について

○清水会長

続いては、報告事項となる。報告の(1)林地開発許可等の事例について、事務局から説明願いたい。

(資料2により事務局説明)

○清水会長

まず、資料2の2頁で、一番初めに発言された「森林としての利用との調整を図りながら」とか、あるいは「森林の有する水源の涵養機能等の多面的機能の維持への影響ができるだけ小さくなるように配慮する。」とあるが、これはどのようになされているのかをお聞きしたい。

それから、森林法との関係で言うと、こちらが「議題」で、先ほどのものが「報告」であるならば、非常にすっきりする。そういう仕組みになっていると言われてしまうとどうしようもないのだが、この林地開発許可の段階で「報告」があつて、工事が完了した段階で「議題」というのは、何かもう一つすっきりしないところが残る。この点に関しては、先ほどの議題の中での議論を踏まえると、事務局で仕組みを検討いただけるものと私は理解している。

1点目の文言のことに戻って、この「森林としての利用との調整」というのは、許可を出したときに、既にそこは十分検討されたという理解でよいのか。

○事務局

私どもとしては、そのように検討されたと解釈している。

○小杉委員

森林審議会では、先ほど話が出ていた安全性や、斜面のことなど、そういう点については非常に厳しく審議をしている。滋賀県で、今年度上がってきているものは、どれも優良案件で、危ないものはないと森林審議会では判断している。

あとは水源涵養機能がどうか、調整池を造るとか、そういう判断は森林審議会できっちりできており、その辺りの機能は働いている。

それから、1ha以上5ha未満はこれまでは報告だけだったが、今年度からは小規模な案件も審議に全部上げていて、非常に厳しくやっているところである。

そのため、その辺りの心配はないかと思うが、ただ、この場所をどう使うべきか、森林の奥の方に太陽光の発電所をどんどん造っていくのか、それは農地の余っているような所でいいのではないかと、県としてどのようにどれぐらいの量を認めていくのかとか、今はないけれども、例えば、他県にあるような、すごく広大な20haも30haも40haもあるような開発案件が出てきたとして、今の林発許可の基準は満たしているけれども、こういうものをどんどん滋賀県として造っていくのかとか、そういうことはやはりこちらの審議会も含めて、滋賀県全体として方針を決めていくべきことだと思う。

そういう審議の場所がたぶん今はないと思うが、どうなのか。そういうストッパーというものが全くないのではないかというところを危惧する。

○清水会長

どうしても先ほどの議題の方での議論と同じ議論になってしまうのだが、その辺りは、事務局で十分検討していただくということで、今、これをこれ以上議論しても、なかなか難しいと思う。

ただ、審議会の意見としては、やはり滋賀県としてどうするのかということはこの審議会でもいいし、どこかでちゃんと議論して、結論を出す場を考えてほしいということを議事録に留めてもらいたい。それが委員の皆さんの強い意見なので、議事録に留めてもらって、検討してもらおうということでもよろしくお願ひしたいと思う。

この10件は、今回の審議会では報告事項になっているので、ここで承認云々という話ではない。ただ、これはどうなのかという質問は可能かと思うので、もしあればお願ひする。

特になければ、次の報告の(2)に移りたい。

## (2) 滋賀県国土利用計画（第五次）の進捗状況について

### ○清水会長

報告（2）の滋賀県国土利用計画の（第五次）の進捗状況について、事務局から説明願いたい。

（資料3-1～3-2により事務局説明）

### ○清水会長

今、事務局から五次計画の進捗状況の説明があった。まだ試行錯誤しながら進めている状況と思われる。こういう指標を加えたらどうなのかということでもよいし、このデータはどういうことかという質問でもよいし、今の説明に関して意見、質問をいただければと思う。

### ○辻田委員

今、説明のあった資料3-1の1頁の表を見ているのだが、農地の減り方がけっこう急である。いろいろ説明いただいたので、その理由は分かったのだが、森林に関しては、平成39年の目標である2,044千haの数値に対して、平成29年は2,043千haと、既に目標値を下回っている。これは、どう評価をするべきものなのか。自分の専門外でもあるので、既に目標よりも低い数字が出てきていることに対して、どう評価すればいいのかを聞きたい。

それに関連して、平成39年の目標が既に達成されてしまっているのであれば、これをそのままずっと据え置いて、今後もこの数値のまま見続けていくことに何の意味があるのかよく分からない。

さらに言うと、先ほどの報告案件と審議案件とも関連し、こういった数字がもう既に出ているにもかかわらず、さらにどんどん森林を減らしていった方がいいのかという議論にもなってくると思う。

そもそもの数字の意味するところと、それを踏まえて、今後、県としてはどうしていこうと考えているのかを教えていただきたい。

### ○事務局

この五次計画における利用区分ごとの規模の目標については、設定に当たって、一番考慮した部分でもあった。

特に、今言われた森林については、設定時に、そもそも1千haしか減らさないというのは無理があるのではないかとすることは十分承知した上で、県としては1千haしか減らさないという気持ちで1千ha以内の減少という目標に設定している。

委員が言われたように、ここで達成されてしまえば、もうそこまでというデータと受け

取られると、これ以上減らせないということになってしまうが、この目標値については、国の国土利用計画でも、「これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。」と記載しているところであり、県の計画でも同様の記載をしている。

これを達成しないといけないとか、あるいは、これを超えてしまったら、もうこの後の許認可ができなくなるという性格のものではないと考えているので、そのように理解いただきたい。

#### ○辻田委員

そうすると、今の段階で数値を見直す必要はないのか。平成 39 年という、かなり先だが、意味のない数字をずっと持ち続けるのか。

#### ○事務局

数値だけの計画の見直しは考えていない。例えば、国が五次計画に見直した際は、平成 29 年が四次計画の目標年次であったが、大きな災害が頻発するなど、様々な土地を巡る環境が変わったことを踏まえて、計画期間の途中で五次計画に改定したという経過があり、県としても、そういった環境が変わって、計画を見直す必要が出てきた場合には、もちろん見直す、目標値だけを見直すという改定は考えていない。

#### ○野村委員

例えば、栗東市は面積が 52.5 km<sup>2</sup>で、そのうちの半分以上が緑と山である。今はこれで収まっているが、実際に皆が住んでいるのが市域の 4 割程度という状況を考えたときに、今の計画のこの数値というのが、これからのまちづくりにとってどう影響するのか。それぞれの市町で国土利用計画も作るし、いろいろな計画は作っていくが、県の計画のこの数値は、どこかで市町にも当てはめるものなのか。

例えば、農地一つ取ってみても、大津・湖南の私達の地域だけを取ってみても、大津であれば山などがかなり広がっていて、一方、小さい私たちの地域等もあるので、何もかもを一緒くたにして、農地の面積を確定されると困る。例えば、栗東市の 52.5 km<sup>2</sup>の半分のところ農地が減ったら、それがもうこの県の方の数値に影響するのか。

逆に言えば、何かしらの縛りをこれによって作っていくのか。県は見ていただけなのか。さっきの話の延長ではないが、そこの部分が明確ではないように感じる。どの辺りで収めていくのか。

それぞれの国土利用計画を見ながら、数値等は柔軟に対応していくと言ってもらくと、正直なところ、私達としては納得がいくのだが。

例えば、人口が伸びていけば、あるいは、人口を伸ばしていこうとすれば、ある程度住宅開発はしなければならない。ニーズがあれば、住宅開発をするという話をしていかなければ

ればならない。でも、県のこの数字に合わないから駄目だというのか。それぞれの地域によって状況は違う。この辺りのところは、この数字上でどこを見て、どうやっていくのか。

山についても、栗東市の山は、獣害被害もあるが、ハイキングコースもあって、人が入る山になっている。しかし、手入れができていない所もかなりあって、手入れができていないところは、台風18号被害もあり、山崩れがけっこう生じている。深川先生にもお世話になって、いろいろなどこで見させていただきながら、対応してきているが、実際のところ、それをそのまま置いておけるかという、そうではないということを考えたときに、この数字はどうなのだろうと思う。

県がこう言っているから、やっぱりこう直していかないといけないというものになっているのか、それぞれの地域ごとに言うことは変わっていくのか、それぞれの個別法でこれが収まっていくものなのか。その辺りが明確ではないと思う。

前にも聞いたときには、それぞれ個別法があって、そこの部分で適正に見て行って、その集合体がこれだということは言われていたと思うのだが、今ずっと説明を聞いていても、その辺りが分からない。

地域で適正に頑張っていないといけないということは理解する。地域で頑張るときに、滋賀県としては、例えば農地は、農業振興地域を外すのは駄目だということを使うだけなのか。一定、各地域の特性を踏まえ、そこのいい部分を伸ばしていこうとしたときに、一定、人口が伸びていてそれなりに伸ばしていかなければいけないとしたときに、ここまで許容されるというのが、あってもしかるべきではないかと思った。

山を残さないといけない地域であるなら、山の特性を生かしていこうではないかということなど、いろいろ出てくると思うのだが、そういうところはどのように見たらいいのか教えていただきたい。

## ○事務局

国が五次計画を作って、この後、それを基本として都道府県が計画を作るのだが、今言われた議論は、まさに国と都道府県との関係と同じであり、都道府県の合計を足したものが国の目標に合わないといけないのかということはない。

これから市町で、県の計画を基本とした計画を作っていていただき、基本方針などは県計画から外れないようにしていただかなければならないという部分もあるが、滋賀県は19市町あり、南と北、西と東で町の性格も違う。伸ばしていく部分はそれぞれの市町でどんどん伸ばしていてももらわないといけない。

そういう意味では、私どもは、この目標の数値というのは、決してそれぞれの各市町を縛るというふうには考えていない。それぞれ市町から国土利用計画が上がってきたときに、最後にできた市町は、他の市町の分を足したら、もう目標が余っていないので減らせないということは決してないので、県の計画を受けて市町がどのようにするのかというのは、それぞれ市町の国土利用計画の中で、市町自らのアイデンティティを示していただく。

ただ、大きな方針は、国、県の国土利用計画の基本方針があるので、例えば、コンパクトシティというか、市街地をどんどん拡大していくのではなくて、空き地・空き家があったらできる限りそこを利用しようとか、あるいは、土地の高度利用でできる限り市街地が膨らまないようにしようという基本の部分は押さえてもらう必要がある。しかし、ある市町では、うちはどんどん田を潰して宅地を拡げていくなれば、基本の方針とは合わない部分もあるかもしれないが、人口の伸び方が他の地域と全然違うという場合もあるので、そこは、市町が自ら決める国土利用計画で市町自らの部分を決めるというのが、この国土利用計画の本筋だと思っている。

例えば、農業については、県で農業振興地域整備基本方針により平成 37 年の確保すべき農用地区域内の農地面積の目標が決まっているが、そういったデータを基に、農地の面積はどれぐらいになるかを勘案している。

森林については、確かにそういった長期計画がないので、これまでのトレンドで見ても 1 ㎥というかなり厳しいことは分かっているのだが、県としては、この計画の中でこのような目標を敢えて設定して、そんなに簡単に森林は潰せないという意気込みを込めたのだと捉えてもらえればいいのではないかと考えている。

#### ○野村委員

よろしくお願いします。

#### ○小杉委員

森林は約 15 年で 100ha 減という計画だと思うが、現実には 1 年に上がってくる案件が 10ha では済まないと思うので、目標値が毎年現実の推移と合っていない。今回の諮問に上がってきたのも 16ha で、今年度、林発許可を出したものはもっと多くて何十 ha もあったし、15 年で 100ha 減というのは、目標に無理がある。

ただ、現実に 1 年ずつで 10、20ha ずつ減るような、あまり大きいものは減らさないという目標で数値が決まっている方が、現実に即していいのではないかと感じる。

#### ○西田委員

今の議論で、野村委員も言われたとおり、各市町ごとに課題もあるし、地方創生としてどう市町を守っていくのか、発展させるのかという課題を我々は抱えているわけである。

したがって、県全体としてのモニタリングの評価と、それぞれ地域ごとの評価というのは、それぞれがやるべきだろうと私も思う。県の今のこのいろいろな指標を見てやろうというのも、それはそれでいいのだろうが、できるだけシンプルにしていく必要があるだろう。指標倒れというか、本質が見えないような評価というのはよろしくないなので、できるだけシンプルで分かりやすい評価ができるような仕組みをぜひ作っていただきたいと思って

いるところである。

#### ○清水会長

農地に関して地域ごとの統計を示されているが、基本計画はもともと滋賀県を5つの地域に分けて、それぞれ特徴を持たせてというところが出発点だったと思うので、この農地に関して5地域でこういうトレンドが出てきて、これをどう解釈するかということを検討しなければならないだろうと思う。

それと、今、前半の議論から森林の話が出てきたが、減っていつているのが農地と森林と原野で、原野というのはそんなに面積がないのだが、特に森林面積が大きく占めていて、思った以上に減っている。

資料3-2の方で、森林というのが特に出てこない。だから、できれば、県土を荒廃させない取組ぐらいに入るのかなと思いつながら見ていたけれども、森林を入れてもらいたい。それをどこまで細かく入れるかというのは、また検討いただけたらと思うが、もし可能ならば、その地域の特徴を見るのに、地域ごとに数字が出てこないとなかなか分からないので、地域別の数字を出してほしい。森林が何に転用されたかというところまで分かるというのかもしれない。

ただ、あまりそういう情報を出してしまうと、数値だけ一個一個見ていつても、全体が把握できないので、何か全体が見られるような、各数値に重みを付けて何かをするのかもしれないが、そういう統合指標みたいなものを、何か検討してもらえればと思う。

#### ○事務局

私どもとしても、森林の指標は必要だろうということで、5番目に民有林に占める保安林面積の割合を載せてはいる。もちろん、これで森林全体が見えるわけではないが、森林に関する指標として設定したつもりである。

今言われたことについては、もう少し使えるものはないか、一度検討させてもらえればと思う。

#### ○会長

他にないか。

#### ○浅見委員

大局なところからの話が続いているので、個別に少し言ってもよいか。

資料3-2の20番の指定希少野生動植物種の指定数が気になっている。これは、31種と非常に少ないのだが、レッドデータの対象種のようなものを想定されているのか。

#### ○事務局

レッドデータブックに掲載された種の中から、特に保護が必要なものを希少野生動植物

種として指定するというものである。

○浅見委員

その場合であるが、これが、基本方向として果たして「増加」としていいのか。

例えば、普通にいたメダカが希少種として挙がってくるのが望ましいことなのか。本来、メダカが増えて希少種に指定されてしまったけれど、メダカの生息数が増えて希少種から外れたという方が、本来は望ましいのではないかという気がするので、この基本方向に疑問がある。

もう一つは、指定数とするよりも、やはり土地利用という土地との関係で、地図上のこの地域を果たして解除していいのかどうかということを検討する場となっているので、自然に関する指標も、土地と結びついた指標とした方がいいのではないかと思います。

例えば、希少種が集中して生育、生息するホットスポットのようなものを、もし滋賀県の自然環境保全課の方で指定されているのであれば、そういう場所が増えていくことが望ましいだろうし、あるいは、先ほどの森林の話だと、市民団体などによって活用されている場所が増えていく、その面積が増えていくかどうかという動向を見ることによって、健全な森、あるいは生物層が豊かな森というのが見えてくるだろう。そういうところで例えばわずかな1ha程度であつても欠けるとなると、それは中止するよう意見した方がいいのかどうかという判断につながってくるのではないかと思いますので、参考にしてもらいたい。

○事務局

指定種の数が増えることが望ましい方向なのかという点についてお答えする。レッドデータブックの絶滅のおそれがある種というのは、言われたとおり、増えない方が望ましいが、この指定希少野生動物種については、既にレッドデータに掲載されている種の中から特に保護が必要なものとして指定するもので、これに指定されると、原則として捕獲・採取などが禁止され、それ以外にも監視指導員が配置されたり、繁殖促進に向けて様々な取組を実施できることになるので、県としても、この指定種については増やしていこうという方向で取組を進めているところである。

○浅見委員

分かった。

○上田委員

先ほど、基本方向の矢印の向きの話があつた中で、指標の一覧を見ると、農業算出額が増加し、琵琶湖の漁獲量が急に上がっているが、漁獲量は上がっていても、それに従事する人は減っているのが現実である。農地と森林は減っているという中で、やはり、所得が増えていても従事者が減っているから、農地がだんだん守られなくなっているのが現実な



ので、一概に 39 年度までの数値だけを追うのではなくて、滋賀県がどういう国土利用をこれから進めていくかという横串を刺していただきたい。

先ほど、太陽光発電の問題もあったが、太陽光発電所の設置を山林や農地に進めると、農地はだんだん減っていく。許可を出しているのだから、農地が減るのは当たり前である。

しかし、滋賀県として農地を減らすことに意味があるのか、それとも農地を守ることに意味があるのか、農業生産を上げるのに意味があるのかという問題があって、滋賀県がどのような国土を守るのか、審議するのかということをもう少し具体的にしてほしい。漁業に従事している人、農業に従事している人は、皆さん、本当に毎日の生活を守るということに意味を見出しているので、ただ、数字的に、データの的に、国がするから県もこうするのではなくて、滋賀県独自に、そこに琵琶湖があって、滋賀県が環境にこだわった農業をしたり、漁業をしたりする中で、滋賀県がどのようにしていくかというのをもう少し具体的にしてから審議したいと思う。この場に来て、審議して、委員になった意味があったなと思いたい。何かそこが、後先が逆になっているように思う。

やはり私も農業者として、ここで審議して、だんだん農地がなくなって、太陽光発電所が数多くできてきて、それが先ほど岡井委員が言われたように、許可したものが 10 年後、20 年後に老朽化して放置されて、それが本当に琵琶湖に優しく、自然に優しい滋賀県なのかということをもう一回、元に戻って考えるべき審議会であってほしいと思った。

#### ○北村委員

いろいろな視点から、いろいろな意見が言えるかと思うが、私は事前に送られた資料の中で、25 の指標を大変興味を持って見た。今後のスケジュールに書いてあるように、ぜひ試行錯誤しながら、全国の範となるような施策、あるいはこの地域ならではの指標というものを作ってほしいと思う。

これを市民、県民レベルで見たときの感想を一言で申し上げると、基本構想のアからウまで 5 つのものが挙がっている中で、私の場合、やはり「安全・安心の県土利用」というところに、一番に目が行くわけである。非常に大型災害がたくさん起こっている。多くの人が亡くなる。ただでさえ、地域コミュニティが崩壊している中で、一夜にして一つの町がなくなる、村がなくなる。こういう中であって、指標の 22、23、24 は、分母の数字がよく分からないものの、100%というところから見れば、非常に低い進捗率だと思う。

こういう進捗というものは目標値があってこそで、例えば、100%にするという目標値を置いた上で、特にこの項目に注力するとよい。国土利用、国土の健全ということからも、それ以前に、人の命を守る、あるいは、地域コミュニティの崩壊を防ぐという観点からも、非常に大事な指標ではないかと思う。

あとは、琵琶湖を持つ滋賀県として、この水質も大事だが、その上の 18 番、ごみの排出量と最終処分量は、改善はしているが、県民の皆さんにこういう数値が十分に知らされているのかなと思う。その啓発、啓蒙をしていくために、こういう数値はもっとオープンに

していくことで、皆さんの日々の努力目標にもつながっていくと思う。

指標については、また日ごろから、市民レベルでいろいろと考えており、また次回にでも申し上げることができればと思う。

#### ○清水会長

今回、第五次計画の進捗状況という形でまとめられたのは、初めてである。滋賀県の事務局の方には、非常に努力をしていただいて、何とかここまでできたという形であるが、では、このデータをどう使っていくか。進捗状況を把握することは重要だと思うが、把握した上で、それをどう利用して、国土利用に、あるいは県土利用につなげていくかというところが一番大事なポイントだと思っている。

この進捗状況を把握するという方向は変えないで、もし可能ならば、これは報告事項ではなくて、今、第五次計画の見直しは難しいのかもしれないが、途中でこういうトレンドになっているから、こういうことをもう少し重要視して、基本計画にも沿っているから、県としてはこうしよう、あるいは各市町にこういう努力をしていただくという方向性について、この審議会で何か議論できるとよい。それが前半から議論している一番重要なポイントになるかと思う。

ぜひ、進捗状況を把握して、詳細なデータを出してもらって、ここの場で議論するということも、今後のスケジュールの中に入れていただければと思う。そうすると、個別のソーラーパネルのことを議論するのは難しいのかもしれないが、県の土地利用として、より有意義な審議会になるのかなと思っている。ぜひお願いしたいと思う。

もう一度申し上げるが、ここまでのデータもかなりの時間と労力をかけてもらっている。またここから増えていくことになり、大変だと思うが、よろしく願います。

予定の時刻になっているので、短い時間で消化できないのかもしれないが、終わらせていただく。本日はどうもありがとうございました。

#### 4 閉会